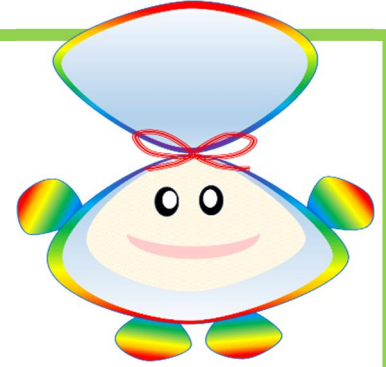


Monthly



島根労働局公式キャラクター
しじろー

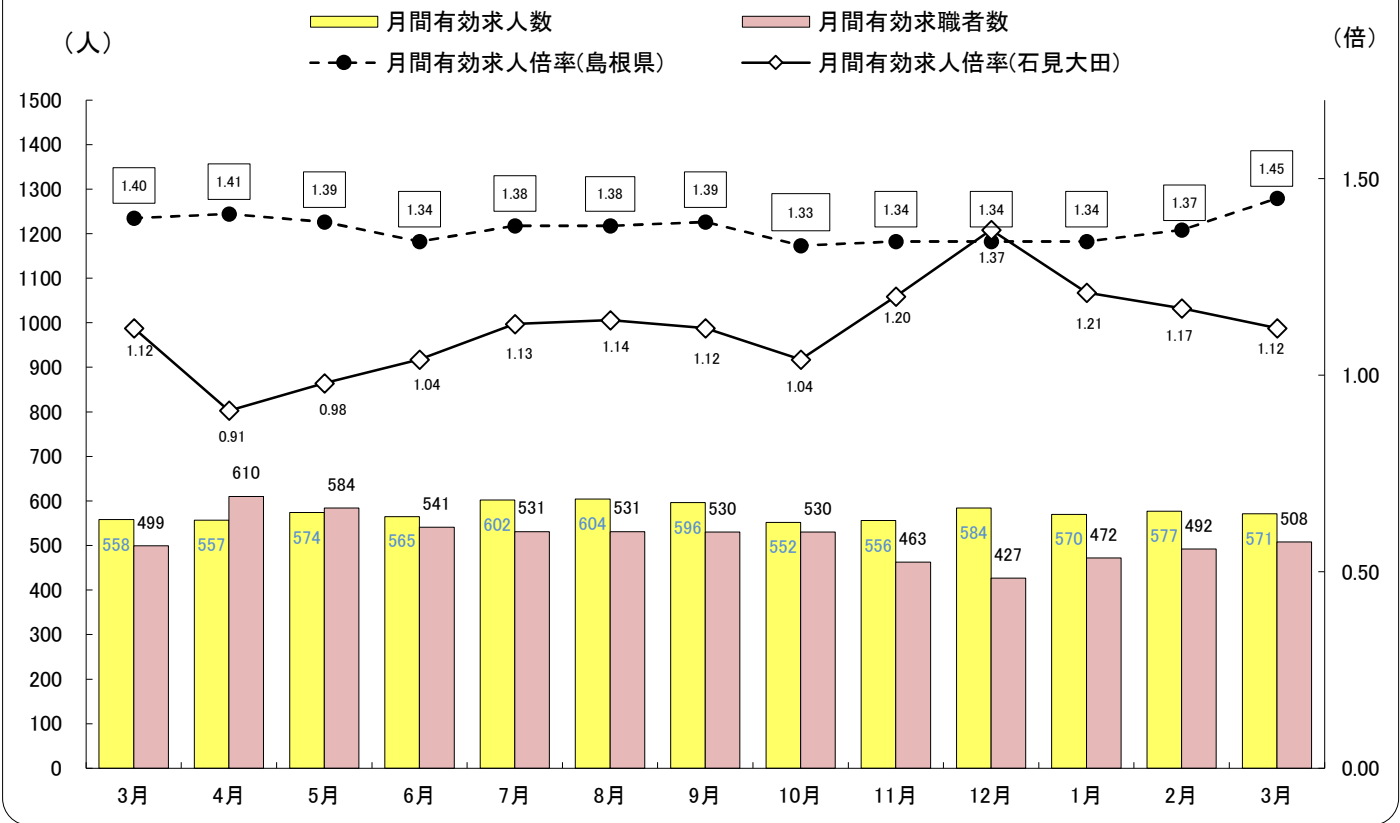
令和8年3月

ハローワーク石見大田

[令和8年4月28日(火)公表]

〒694-0064 大田市大田町大田口 1182-1
Tel 0854-82-8609 Fax 0854-82-1059

求人・求職と求人倍率の推移(月間有効)



《月間有効求人倍率》 令和8年3月の石見大田所管内の月間有効求人倍率は1.12倍で前年同月(令和7年3月)と同じでした。

全国	1.18	島根県	1.45	石見大田	1.12
----	------	-----	------	------	------

- (注) 1 このハローワーク・マンスリーに使用している求人数、求職者数は、新規学卒を除き、パートタイムを含む。
 2 全国及び島根県の有効求人倍率は季節調整値(石見大田は原数値)。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
 3 令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

求人・求職の動き (学卒を除き、パートを含む)

【 令和 8 年 3月内容 】

《求人関係》

新規求人数は 228 人で、前年同月比 20.6% (39 人) 増加しました。

このうち、フルタイム求人は 135 人で、前年同月比 13.4% (16 人) 増加しました。パート求人は 93 人で、前年同月比 32.9% (23 人) 増加しました。

パート求人数の全体求人数に占める割合は 40.8%となっています。

新規求人数を産業別に前年同月比で見ると、主な産業で増加したのは、宿泊業・飲食サービス業で 88.9% (12 人)、サービス業 (他に分類されないもの) で 33.3% (7 人) でした。主な産業で減少したのは、卸売業・小売業で▲42.1% (16 人)、教育、学習支援業で (前年同月は 0 人) (4 人) でした。

月間有効求人数は 571 人で、前年同月比 2.3% (13 人) 増加しました。

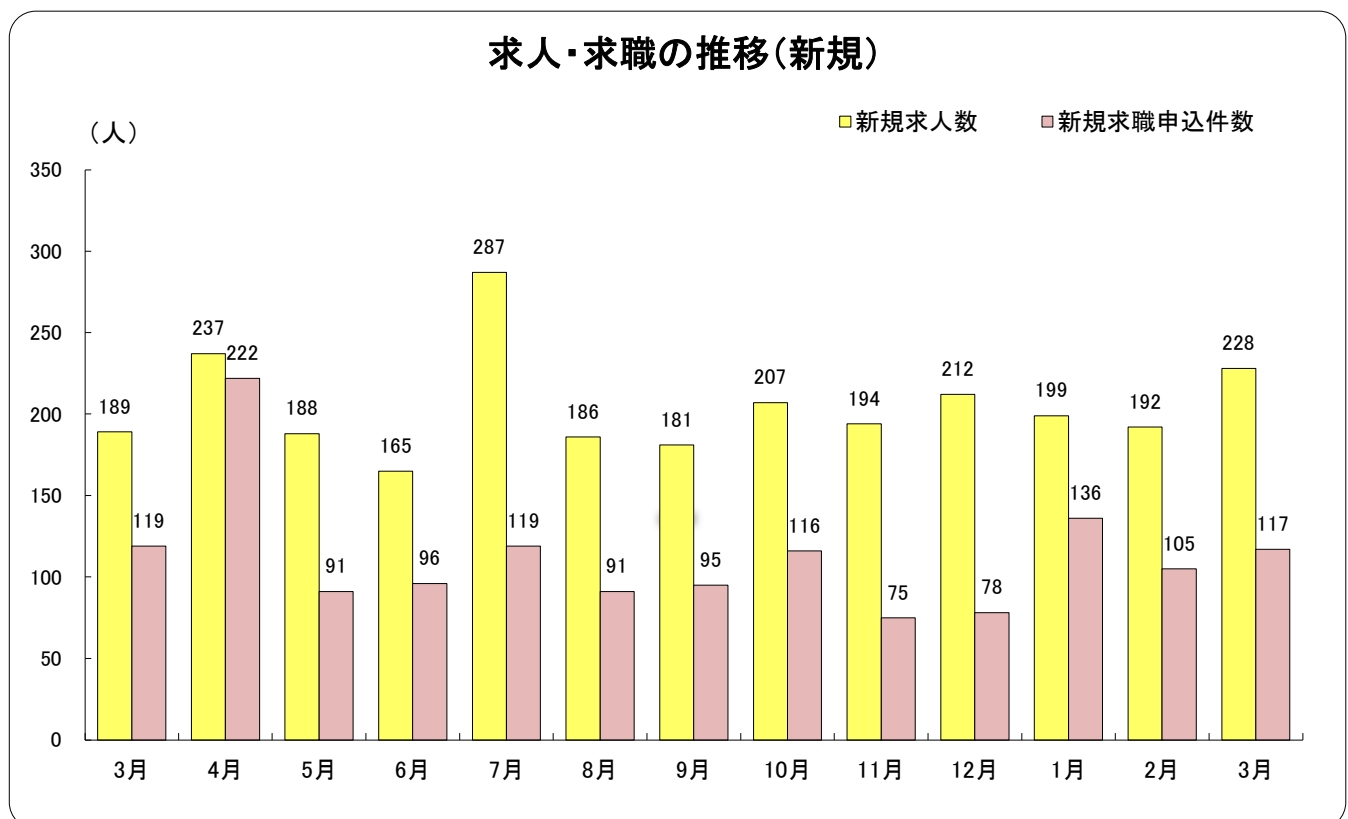
《求職関係》

新規求職者数は 117 人で、前年同月比 1.7% (2 人) 減少しました。

このうち、65 歳以上は 26 人で、同 21.2% (7 人) 減少しました。

常用新規求職者の離職理由等の状況を前年同月比で見ると、自己都合離職者は 44 人で▲17.0% (9 人) 減少、事業主都合離職者は 7 人で▲56.3% (9 人) 減少、在職者は 43 人で 30.3% (10 人) 増加しました。

月間有効求職者数は 508 人で、同 1.8% (9 人) 増加しました。



《一般職業紹介状況》

項目	当月	前年同月	対前年同月比
一般新規求人数	228	189	20.6
うちフルタイム求人	135	119	13.4
うちパート求人	93	70	32.9
月間有効求人数	571	558	2.3
就職件数	68	45	51.1
うち65歳以上	11	3	266.7
うち(保)受給者	26	8	225.0
新規求職申込件数	117	119	▲1.7
うち65歳以上	26	33	▲21.2
うち(保)受給者	21	30	▲30.0
月間有効求職者数	508	499	1.8
うち65歳以上	91	95	▲4.2

《常用新規求職者の離職理由等の状況》

項目	当月		前年同月	対前年同月比
	人数	割合		
離職者	53	45.7%	72	▲26.4
事業主都合	7	6.1%	16	▲56.3
自己都合	44	38.0%	53	▲17.0
自営・その他	2	1.8%	3	▲33.3
在職者	43	37.1%	33	30.3
無業者	20	17.2%	13	53.8
合計	116	100.0%	118	▲1.7

《産業別新規求人状況》

項目(産業分類)	新規求人数			前年同月	対前年同月比
	一般	パート	合計		
農, 林, 漁業(01~04)	4	4	8	2	300.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業(05)	0	0	0	0	-
建設業(06~08)	30	4	34	23	47.8
製造業	16	11	27	21	28.6
食料品製造業(09)	3	3	6	6	0.0
飲料・たばこ・飼料製造業(10)	5	3	8	9	▲11.1
繊維工業(11)	1	1	2	0	-
木材・木製品製造業(12)	3	3	6	1	500.0
プラスチック製品製造業(18)	1	0	1	0	-
窯業・土石製品製造業(21)	0	0	0	2	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)	0	1	1	2	▲50.0
輸送用機械器具製造業(31)	1	0	1	0	-
電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	0	0	0	0	-
情報通信業(37~41)	0	7	7	0	-
運輸業, 郵便業(42~49)	15	1	16	14	14.3
卸売業, 小売業(50~61)	13	9	22	38	▲42.1
金融業, 保険業(62~67)	0	0	0	0	-
不動産業, 物品賃貸業(68~70)	0	0	0	0	-
学術研究, 専門・技術サービス業(71~74)	4	0	4	2	100.0
宿泊業, 飲食サービス業(75~77)	1	16	17	9	88.9
生活関連サービス業, 娯楽業(78~80)	3	4	7	2	250.0
教育, 学習支援業(81~82)	0	0	0	4	-
医療, 福祉(83~85)	27	24	51	47	8.5
複合サービス事業(86~87)	5	0	5	4	25.0
サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	17	11	28	21	33.3
公務・その他(97~99)	0	2	2	2	0.0
合計	135	93	228	189	20.6

《雇用保険関係業務取扱状況》

項目	当月	前年同月	対前年同月比
適用事業所数	682	690	▲1.2
被保険者数	6,624	6,704	▲1.2

項目	当月	前年同月	対前年同月比
初回受給者数	26	15	73.3
受給者実人員	99	86	15.1

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

重要なお知らせ

- 高年齢者（60歳以上）に係る要件見直しのお知らせ

令和8年5月1日以降の紹介より、高年齢者（60歳以上）の要件を見直します

令和8年5月1日より前に紹介された場合	令和8年5月1日以降に紹介された場合
雇入れ時の年齢が60歳以上の者であること。	雇入れ時の年齢が60歳以上の者であることに加え、 紹介日において、ハローワーク等で就労に向けた個別支援を受けていること。

令和8年5月1日以降は、ハローワーク等において就労に向けた個別支援を受けている高年齢者（60歳以上）の方が特定求職者雇用開発助成金の対象労働者となります。

原則、「特定求職者雇用開発助成金の対象労働者であること」を明示した職業紹介を行った場合のみ、特定求職者雇用開発助成金の支給申請を行うことが可能となりますので、ご留意ください。

- 支給申請時の賃金台帳の提出について（令和8年4月1日）

令和8年4月以降の申請分からは、添付書類として賃金台帳の提出が確認できない場合、不支給となります。

※書類の不備、添付書類の不足がある場合は受理できません。ご注意ください。

特定求職者雇用開発助成金の詳細は右のQRコードからご確認ください。

※雇用前の事前相談をおすすめします。

